

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について」の一部改正
について（通知）

「人事院規則8—12（職員の任免）の運用について（平成21年3月18日
人企一532）」の一部を下記のとおり改正したので、令和5年3月15日以降
は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第30条関係</p> <p>1 この条の第1項第1号の「勤務の経験」には、国会、裁判所、<u>国際機関</u>等での勤務の経験を含むものとし、「人事院が定める研修」は、複数の府省の職員を対象として、職務の遂行に</p>	<p>第30条関係</p> <p>1 この条の第1項第1号の「勤務の経験」には、国会、裁判所、<u>国際機関、民間企業</u>等での勤務の経験を含むものとし、「人事院が定める研修」は、複数の府省の職員を対象として、</p>

必要とされる行政的視野の拡大
及び管理的能力、社会的識見等
の向上に資するものとして実施
される研修で人事院事務総長が
指定するものとする。

2 (略)

職務の遂行に必要とされる行政
的視野の拡大、管理的能力、社
会的識見等の向上に資するもの
として実施される研修で人事院
事務総長が指定するものとし
る。

2 (略)

以 上